

平成29年 1月24日
西日本高速道路株式会社

報道関係 各位

中国支社管内における災害対策基本法に基づく車両等の移動措置について 《第2報》

NEXCO西日本中国支社(広島市安佐南区、支社長:北村 弘和)は、災害対策基本法に基づき、緊急車両の通行を確保するため、区間指定された高速道路内の立ち往生車両および滞留車両(以下、車両等という)の移動等の作業を実施していましたが、10時05分に車両等の移動が完了しました。

当該区間においては、現在除雪作業等を実施中であり、作業が完了次第、通行止めを解除する予定です。

1. 指定区間及び時間

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、積雪の影響での緊急車両の通行を確保することを目的として、災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、下記の区間・日時にて、区間指定をしております。

なお、雪氷作業等が完了次第、通行止めを解除する予定であり、天候の回復を待つて災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づく区間の指定も解除される見込みです。

	道路名	上下線	区間	延長	指定日時	備考
1	米子自動車道	上り線・下り線	米子IC ~ 湯原IC	50.9km	1月23日 17時35分～	車両等 移動完了

2. 車両移動完了までの経緯

1月23日 13時55分 通行止め開始(上記1区間のうち、江府IC～蒜山IC:上り線)

17時10分 通行止め開始(上記1区間)

17時35分 災害対策基本法第76条の6第1項を適用

1月24日 10時05分 車両等移動完了(約300台)

以 上